

令和5年12月15日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社建設技術研究所（所在地 東京都中央区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

- 総務部契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）
- 総務部契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）
- 企画部技術管理課 課長 荒井 幸雄 （内線：3311）
- 企画部技術管理課 課長補佐 長谷川 勇人 （内線：3315）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

- 総務部契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）
- 総務部経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町3-21-1

2. 指名停止措置期間

令和5年12月15日から令和6年1月14日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、関東地方整備局発注の「R5北関東地区資材価格調査」において、事務所及び本局関係課からの依頼に応じ、積算に用いる資材単価調査を実施したが、契約手続中であった常総国道事務所発注の「R5国道6号牛久土浦BPつくば地区改良その2工事」に使用する資材単価の調査で「埋設管路本体管」の単価の相違が判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、過失による粗雑業務を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第2号>

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内